

**医療提供体制の確保と「新型コロナウイルス
感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」の
拡充等を求める緊急提言**

令和2年4月22日

**全国市長会
全国町村会**

医療提供体制の確保と「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」の拡充等を求める緊急提言

安倍・内閣総理大臣は、4月16日、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた「緊急事態宣言」の対象区域を全都道府県に拡大した。

新型コロナウイルス感染症は、現在、全国的かつ急速にまん延し、医療体制が極めてひっ迫する中、国民生活と地域経済に甚大な影響が生じている。

各市町村においては、国、都道府県、周辺の市町村、医療機関等とも緊密に連携し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置に全力で取り組んでいるところである。

今後、特に、大型連休における大規模な人の移動を極力抑制する等により、更なる感染拡大を防ぎ、医療崩壊を招かないように備えることが重要である。

については、市町村において、住民が安心して暮らせる日常を取り戻すため、全力で感染拡大防止に取り組むことができるよう、下記のとおり要望する。

記

1. 医療提供体制の確保、医療物資不足への対応等

国は、都道府県等に対してPCR検査体制の拡充を求めている。この拡充により多くの陽性者が覚知されることが予想されるが、無症状者や軽症者への対応については、家庭内等での感染拡大や医療提供体制の崩壊を防ぐため、速やかな宿泊施設等の受入れ体制の整備と同時に、宿泊施設等への営業補償等を実施する必要があることから、早急に所要の財源措置を講じること。

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院では、病棟のうち一部の病床を感染患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐため病棟全体を感染症患者専用とせざるを得ない。例えば、1病棟40床、患者1人1日当たりの入院費が6万円とすると、患者を3人受け入れた場合、6万円×37床分の収入が失われることになる。診療報酬請求の増額の改定対応が行われても大幅な減収となることから、これらの病床分について、空床補償を講じること。

併せて、医療現場においては、全国的にマスク・防護服・アルコール消毒液等の医療物資が不足する危機的な状況が継続しているため、現場のニーズに迅速かつ適切に応えられるよう、国の責任において、早急にこれらの医療物資の生産・供給体制の強化を図り、必要数を提供されたい。

2. 新型コロナウイルス感染症患者受入れに係る診療報酬の対応等

(1) 病院での診療に係る診療報酬での対応

患者を受け入れている病院の多くにおいては、一病棟を感染者専用としている。また、①無症状・軽症、②中等症（酸素吸入を行う）、③重症（人工呼吸器を装着）、④超重症（ECMOを装着）という経過を患者が行き来するが、その場合、①～③は同一病棟で治療が行われる。こうした現場の状況や患者の病態の変化等に応じた診療報酬の支払いが必要であるが、現在は「届け出されている病棟の入院料」で請求することとされており、病床（患者）単位の請求等ができない。また、感染防護具に係る費用も請求できない。こうした状態は早急に改善すべきであり、国は、中央社会保険医療協議会等で、至急、所要の見直しを検討すること。

(2) クルーズ船の患者に係る医療費の支払い

ダイヤモンド・プリンセス号については、当時、国が人道的支援として多くの病院で急遽患者を受け入れたが、現時点に至るまで、その費用に対する支払いがない。

このため、①国が立て替えて各病院に費用を支払うこと、②各病院が個別に各国大使館と調整するなど、通常の診療以上に負担がかかったことを踏まえた適正な費用を支払うこと、③クルーズ船運営会社からの支払いが十分受けられない場合、国がその差額を負担すること等、早急に適切に対処すること。

3. 感染拡大防止の協力要請に係る補償と観光・宿泊・飲食等の事業者に対する救済措置

4月16日付で「緊急事態宣言」が全都道府県に拡大され、外出自粛要請により全国の飲食店をはじめとする事業者に多大な影響が生じている。

「緊急事態宣言」の主旨を徹底する観点からも、国は、その責任において、事業者に対する損失補償を行うとともに、感染拡大により影響を受ける観光、宿泊、飲食等様々な業種や規模の事業者に対する救済措置を講じること。

併せて、休業要請に協力した事業者の家賃負担を軽減し、事業の継続性を確保するため、テナント料の補助や支払いを猶予する法制的措置を講じること。

4. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」の拡充

全国の都道府県及び市町村においては、これまでも国の支援措置とは別に、各地域の実情に即し、独自に感染拡大防止のため営業の自粛要請等を行い、飲食店等に対し、協力金を支給しているところであり、この財源として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」を充当することが想定されている。

今後、この取組は更に拡大する状況であるので、この臨時交付金の総額を大幅に増額すること。

また、当該臨時交付金の財源の一部が、国の補助事業等（例：「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」）の地方負担に充当することとされているが、国の施策に伴い必要となる経費については、地方団体が自由に用途を決められるとされている臨時交付金とは別枠の形で財源措置を講じられたいこと。

令和2年4月22日

全国市長会会長 立谷 秀清

全国町村会会長 荒木 泰臣